

議案第6号

行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(つくばみらい市部設置条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市部設置条例(平成18年つくばみらい市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

キ 情報化政策に関すること。

第2条第2号中エを削り、オをエとし、カからコまでをオからケまでとする。

(つくばみらい市開発審議会条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市開発審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第8条中「都市建設部開発指導課」を「都市建設部住まい開発政策課」に改める。

(つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例(平成22年つくばみらい市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第6項中「開発指導課」を「都市建設部住まい開発政策課」に改める。

(つくばみらい市子ども・子育て会議条例の一部改正)


第4条 つくばみらい市子ども・子育て会議条例(平成25年つくばみらい市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部こども課」を「保健福祉部こども局みらいこども課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

行政組織の見直しに伴い、部間における事務の所管見直しや条例中の組織名称を改める必要があるため、関係条例について整理等を行うものです。

つくばみらい市部設置条例(平成18年つくばみらい市条例第6号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室 ア～カ (略) キ <u>情報化政策に関すること。</u></p> <p>(2) 総務部 ア～ウ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室 ア～カ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 総務部 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>情報化政策に関すること。</u></p> <p>オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略) コ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

つくばみらい市開発審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第95号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市建設部住まい開発政策課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市建設部開発指導課</u> において処理する。

つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例(平成22年つくばみらい市条例第10号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(会議)</p> <p>第16条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 審議会の庶務は、<u>都市建設部住まい開発政策課</u>において処理する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第16条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 審議会の庶務は、<u>開発指導課</u>において処理する。</p>

つくばみらい市子ども・子育て会議条例(平成25年つくばみらい市条例第39号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>保健福祉部子ども局みらい</u> <u>子ども課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>保健福祉部子ども課</u> _____において処理する。